

- 四、見習水火夫並に炊事夫 二十一圓
 - 五、食料（一箇月） 十圓
 - 六、航海手當（一航に付） 三圓
 - 七、年功加俸（二年以上勤続者は二年目より一箇月に） 二圓
 - 八、職務中負傷の場合には治療費全額船主負擔とし其の場合の性質により協議の結果給料の支給は全額又は半額とす
- 以 上

昭和九年十月二十九日

阪若汽船従業員待遇改善促進実行委員

代表 柿本 春 吉

港灣従業員組合聯盟

大阪支部 御 中

五、解決状況

右款願書に依り組合側に於ては曳船取扱左側並に船主側と交渉するところありしも容易に解決を見ず、遂に港灣従業員組合大阪支部長沼田吉太郎の來縣を求め、其の斡旋に依り十二月六日若松市姪子二丁目組合事務所に於て関係者の協議會を開催することとなり、一時は船主側と船員側との意見強硬にして双方の關係険悪化せんとしたが、右支部長の調停に依り船主側より次の條件を提出し漸やく解決することとなつたのである。

解 決 條 件

- 1、食料として一人宛一箇月八圓支拂す
- 2、大阪、若松間を一箇月に一航海半以上の航海を行ひたる場合は手當として月一圓に對し拾圓を支給す
- 3、曳賃率が極度に低下したる場合は船員側と協議の上給料の幾分を引下ぐることを